○政治資金適正化委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十三年七月八日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
三九五〇	二三、六、二四	伊勢　修
三九五一	二三、六、二四	小池　貞美
三九五二	二三、六、二四	石橋　俊英
三九五三	二三、六、二四	菱田　裕之
三九五四	二三、六、二四	重　邦宜
三九五五	二三、六、二四	石村　光代
三九五六	二三、六、二四	吉田香奈子
三九五七	二三、六、二四	濱口　恭一
三九五八	二三、六、二四	林　拓史
三九五九	二三、六、二四	高岸　圭
三九六〇	二三、六、二四	本開　健司

○外務省告示第二百三十八号

平成二十三年六月二十四日にキンシャサで、債務救済措置（債務免除方式）に関する次の二の書簡の交換がコンゴ民主共和国政府との間に行われた。

平成二十三年七月八日

外務大臣　松本　剛明

（独立行政法人国際協力機構関係の債務救済措置（債務免除方式）に関する日本国政府とコンゴ民主共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、日本国の借款に関してこの書簡の付表に掲げる日に日本国政府とコンゴ民主共和国政府との間で交換された書簡（以下「従前の書簡Ⅰ」という。）、債務救済措置に関して二千四年四月十五日に日本国政府とコンゴ民主共和国政府との間で交換された書簡（以下「従前の書簡Ⅱ」という。）、重債務貧困国の政府開発援助債務の完全な免除に関する日本国、カナダ、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国の元首及び政府の長により千九百九十九年六月十八日にケルンで発出された声明並びにコンゴ民主共和国が拡大重債務貧困国イニシアティブの下で包括的な債務救済を受けるために必要な条件を満たしたことについて国際通貨基金及び国際開発協会によりそれぞれ二千十年六月三十日及び七月一日になされた承認に関し、次の了解を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1　債務免除方式による債務救済措置が、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従ってとられることになる。

2　(1)　免除される債務は、従前の書簡Ⅰに従って締結された借款契約及び従前の書簡Ⅱに従って締結された債務繰延契約に基づく次の債務（以下「債務」という。）から成る。

(a)　二千十年七月一日現在で償還されていない全ての元本

(b)　二千十年六月三十日以前に生じた未払の全ての利子（遅延利子を含む。）

(2)　債務の総額は、八百六十億三千五百五十八万千四百八十七円（八六、〇三五、五八一、四八七円）になる。

(3)　(2)に規定する総額は、日本国政府及びコンゴ民主共和国政府の権限のある当局間の同意により修正することができる。日本国政府の権限のある当局は、外務省及び財務省であり、コンゴ民主共和国政府の権限のある当局は、財務省である。

3　債務は、コンゴ民主共和国政府に対してＪＩＣＡが行う免除の通告により免除されることになる。二千十年七月一日から当該通告の日までの間（両期日を含む。）における債務に対する利子は、課されない。

4　コンゴ民主共和国政府は、債務が免除される事実を考慮し、政府間協議の結果に従って、コンゴ民主共和国の貧困を削減し並びに社会的及び経済的開発を促進するために必要な措置をとる。

5　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本官は、更に、この書簡及び前記の了解をコンゴ民主共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年六月二十四日にキンシャサで

在コンゴ民主共和国

日本国臨時代理大使　藤田和彦

コンゴ民主共和国

財務大臣　ポニョ・マポン・マタタ閣下

付表

1　千九百七十三年十一月二十二日

2　千九百八十七年十二月二十六日

（コンゴ民主共和国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をコンゴ民主共和国政府に代わって確認するとともに、貴官の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十一年六月二十四日にキンシャサで

コンゴ民主共和国

財務大臣　ポニョ・マポン・マタタ

在コンゴ民主共和国

日本国臨時代理大使　藤田和彦殿

（商業上の債務についての債務救済措置（債務免除方式）に関する日本国政府とコンゴ民主共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、債務救済措置に関して二千四年四月十五日に日本国政府とコンゴ民主共和国政府との間で交換された書簡（以下「従前の書簡」という。）、重債務貧困国の適格な商業債務の百パーセント免除に関する日本国、カナダ、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国の元首及び政府の長により二千年七月二十一日に沖縄で発出された声明、コンゴ民主共和国が拡大重債務貧困国イニシアティブの下で包括的な債務救済を受けるために必要な条件を満たしたことについて国際通貨基金及び国際開発協会によりそれぞれ二千十年六月三十日及び七月一日になされた承認並びに二千十年十一月十七日にパリで開催されたコンゴ民主共和国政府の代表者と関係債権諸国政府の代表者との間の協議において到達した結論に基づき日本国政府の代表者とコンゴ民主共和国政府の代表者との間で行われた最近の交渉に関し、次の了解を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1　(1)　この了解に定める条件は、一方においてコンゴ民主共和国政府、その公の機関又はコンゴ民主共和国の居住者である関係債務者と他方において日本国の居住者である関係債権者との間で千九百八十三年六月三十日より前に締結された契約に基づきコンゴ民主共和国政府が保証していた次の商業上の債務の元本、繰延利子及び遅延利子であって、弁済期間が一年を超え、かつ、日本国政府が保険を引き受けたもの（以下「債務」という。）の総額に適用される。

従前の書簡に述べられた了解に従って過去に繰り延べられた商業債務に関し、

(a)　二千十年七月一日現在で償還されていない全ての元本

(b)　二千十年六月三十日以前に生じた未払の全ての繰延利子及び遅延利子

(2)　(1)(a)及び(b)に規定する債務の総額は、四千三百九十万三千八百三十五合衆国ドル五十九セント（四三、九〇三、八三五・五九合衆国ドル）と見積もられる。

(3)　(2)に規定する総額は、日本国政府及びコンゴ民主共和国政府の関係当局間の同意により修正することができる。

2　1(1)(a)及び(b)に規定する債務は、この了解に関する両政府間の合意が効力を生ずる日に免除されることになる。二千十年七月一日からこの書簡の交換の日の前日までの間（両期日を含む。）における債務に対する利子は、課されない。

3　コンゴ民主共和国政府は、債務が免除される事実を考慮し、政府間協議の結果に従って、コンゴ民主共和国の貧困を削減し並びに社会的及び経済的開発を促進するために必要な措置をとる。

4　関係する契約の条件のうちこの了解において特に言及されていないものは、関係する契約の当事者間で別段の合意がある場合を除くほか、引き続き適用されることが確認される。

5　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。